1 知識等習得コース【仕様書】

2	第1章	知識等習得コース(共通事項)	2
3	第Ⅰ	訓練定員	2
4	第2	訓練開講(開始)	2
5	第3	総訓練設定時間及び訓練期間	2
6	第4	応募に関する要件	2
7	第5	委託費の支払いについて	3
8	第2章	知識等習得(介護分野等)コース	4
9	第Ⅰ	目的	4
10	第2	訓練コースの設定	4
11	第3	委託費等に係る留意事項	5
12	第4	職場見学等の確認方法	5
13	第5	職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い	6
14	第3章	知識等習得(デジタル資格)コース	7
15	第Ⅰ	目的	7
16	第2	訓練内容等について	7
17	第3	委託費等に係る留意事項	8
18	第4	資格取得率及び職場実習の確認方法	9
19	第5	職場実習受講中の事故発生に備えた取扱い	9
20	第4章	知識等習得(母子家庭の母等)コース	11
21	第Ⅰ	訓練対象者	11
22	第2	訓練内容	11
23	第3	総訓練設定時間及び訓練期間	11
24	第4	委託費等に係る留意事項	12
25			

27	知識等習得コース
28	求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための座学を主とする訓練コース
29	第 章 知識等習得コース(共通事項)
30	知識等習得コースの内、各訓練内容に別途記載がない限り以下に記載のとおりとする。
31	第1 訓練定員
32 33	30名以内 ※下限なし。様式3に「最小開講可能定員数」を記載すること。
34	第2 訓練開講(開始)
35 36	令和6年6月~令和7年1月 ※令和6年度内で訓練修了すること。
37	第3 総訓練設定時間及び訓練期間
38 39 40 41 42 43 44	 (1) 総訓練設定時間 300 時間 (1 月当たり 100 時間)を標準であること。 (2) 訓練期間 3か月を標準とし、6か月以下とする。習得が必要な技能の内容等に応じ設定し、3か月を超える場合は、その必要性について様式7を添付すること。 (6か月訓練コース例 介護職員実務者研修,基本情報技術者試験等)
45	第4 応募に関する要件
46 47 48 49	これまで受託された機関で、知識等習得コースについて、直近の実績(R4,R3)において下記の式により得られる就職率(非正規雇用含む)が2回連続して 35%未満となった場合は、同種の訓練コースを設定する場合には、委託の対象としない。※就職率は訓練修了3か月後の数値である。
50 51	就職率=(中退就職者数+訓練修了後就職者数)÷(中退就職者数+修了者数)×100 上記就職率の算定に係る就職者については、次ページに定める対象就職者に準ずる

第5 委託費の支払いについて

53 委託費は、以下の訓練実施経費と就職支援経費の和により算出する。

①訓練実施経費	単価上限 50,000 円×受講者数×支払対象月数
②就職支援経費※	単価上限 20,000 円×受講者数×対象月数※2

54 単価について、 | か月当たりの訓練設定時間が | 00 時間未満のものにあっては、訓練設 55 定時間/100 の割合で按分する (| 円未満の端数は切り捨て)。

その他、中途退校等による早期終了がある場合、本要領「第5 委託費の支払いについて」に準用することによって得た額とする。

575859

60

56

52

※ | 就職支援経費について

- 訓練生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額
- 61 訓練期間が | 月を超えるものを対象とする。
- 62 就職支援経費就職率に応じて以下の通り単価が変わる。

就職率 80%以上 20,000 円 就職率 60%以上 80%未満 10,000 円 就職率 60%未満 0 円

63 64

65 66

67

68 69

70 71

就職支援経費就職率の算出等について

- ◆就職率 = 対象就職者/(修了者+対象就職者のうち就職の為の中退者) ×100
- ◆対象就職者・・・訓練修了後3か月以内(訓練修了日の翌日を起算日として当該起算日が属する月の翌々々月の応答する日の前日まで)に就職(就職の為の中退者を含む)又は内定した者の内、「雇用期間の定めなし」又は「4か月以上(雇い入れの日から起算して 120 日以上)」の雇用期間により雇い入れられた者及び自営を開始した者。
- 上記に加えて、週の所定労働時間が 20 時間以上であること。
 - ◆上記就職率の算定方法等については、国の実施要領等に変更があった場合、取扱に ついても変更となる。

73 74

72

※2対象月数について

◆3月を超える訓練である場合、終了月を含む直前3月のみとする。対象月のうち 支払対象月に該当しない月は、対象月数から除くこととする。

7677

知識等習得(介護分野等)コース 第2章 78 ※介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例 79 第丨 目的 80 81 介護未経験者等に対して、介護分野等の事業所における職場見学、職場体験、職場実 82 習(以下「職場実習等」という)を訓練カリキュラムに盛り込んだ職業訓練コースを実施 することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保 83 を促進することを目的とする。 84 85 第2 訓練コースの設定 86 87 (1) 訓練内容について 訓練期間は 2 か月以上 6 か月以下とし、以下のいずれかに該当する研修が含まれ 88 る職業訓練を実施するものであること。また、1月当たりの訓練設定時間は、100時 89 90 間を標準とすること。以下の研修を実施する場合、都道府県知事の指定を受ける必要 91 があります。本要領「第4 各訓練コースに係る事項」の介護福祉訓練における留意 92 事項をご確認ください。 93 イ. 介護職員初任者研修 94 介護保険法施行規則(平成 | | 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 | 項に規定す 95 る介護職員初任者研修課程の研修 口. 生活援助従事者研修 96 97 介護保険法施行規則(平成 | | 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 | 項に規定す 98 る生活援助従事者研修課程の研修 99 ハ. 居宅介護職員初任者研修 100 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚 101 生労働省告示第538号)第 | 条第 | 項第3号に規定する居宅介護職員初任者研修 102 二. 介護福祉士実務者研修 103 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 5 号に規 104 定する介護福祉士の資格取得を目指し介護等の業務に従事している者(実務者)の 105 為に行われる研修 106 107 (2) 職場見学等の実施 108 イ. 職場見学等の設定 109 複数(2箇所以上)の施設における職場見学等を実施すること。 110 ①同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を行った場合や同一施

設内で複数の介護サービスや障害福祉サービスについて職場見学等を行った場合は

112	それぞれを「固所としてカワント
113	②複数のサービスを一体的に提供する施設(小規模多機能型居宅介護事業所等)につ
114	いては原則としてI箇所とカウント。
115	口.職場見学等の実施時間
116	総訓練設定時間のうち、職場見学等の実施時間(合計)は、6時間以上とすること。
117	ハ.職場見学等の実施方法
118	職場体験及び職場実習は、介護分野等の事業所の現場で実施するものであるが、職
119	場見学のみはオンラインで行うことが可能である。
120	※オンラインによる訓練の受講に必要な設備(パソコン等)及びインターネット接続
121	環境(モバイルルーター等)について、委託先機関が訓練生に無償で貸与できない場
122	合においては、訓練生が自ら用意する(訓練生募集案内等に明記するほか、受講説
123	明会等においても説明すること)。
124	
125	第3 委託費等に係る留意事項
126	第1章で定める委託費に、職場見学等推進費を加えて算出すること。
	①職場見学等推進費※I 単価 IO,000 円×入校者数
127	※1 職場見学等実施率が 80%以上の場合のみ支給する。
128	
129	<職場見学等実施率>
130	職場見学等実施率= (b+c) ÷ (a+c-d) × 100
101	a:修了者
131	b:修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者
100	c:中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席 した者
132	d:修了者のうちやむを得ない理由により2か所以上又は6時間以上職場見学等
100	に出席できなかった者
133	
134	第4 職場見学等の確認方法
135	(Ⅰ) 職場見学等
136	イ. 公募時の確認
137	職場見学等実施計画書(様式9又は準じた任意様式)を提出し、本章第2(2)を満
138	たすことを確認すること。
139	口. 訓練終了後の確認
140	受入先事業所確認票を作成し、受入先事業所の確認を受けること。訓練終了後、
141	職場見学等実施報告書を提出すること。提出にあたっては、内容について訓練生の

142		確認を受けたことが分かる書類(受講者確認票)及び受入先事業所確認票を添付す
143		ること。
144		
145	第5	職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い
146	耶	哉場見学等を実施中の訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任
147	に対	する民間保険への加入を義務づけるものとすること。 ただし、オンラインで行う職場
148	見学	のみを実施する場合はこの限りでない。
149		

150	第3章 知識等習得(デジタル資格)コース					
151	※デジタル分野の訓練に係る特例					
152	第1 目的					
153	デジタル分野の訓練を実施する委託先機関に対して、資格取得率及び就職率の要件					
154	を満たす場合は、第 章の委託費の他、デジタル訓練促進費を支給する。その他訓練					
155	カリキュラムに職場実習を組み込む場合は、デジタル職場実習推進費を支給すること					
156	によって、デジタル分野の訓練コースの設定を促進し、デジタル分野における人材の質					
157	的・量的な確保を図ることを目的とする。					
158						
159	第2 訓練内容等について					
160	(1) デジタル資格コース					
161	イ. デジタル分野の訓練内容					
162	ソフトウェア開発や WEB プログラミング、ネットワーク構築、システム運用管					
163	理、ネットワークセキュリティ対策、Web デザイン等に係る技能等を付与する					
164	訓練コース					
165	口. 取得を目指す資格					
166	① IT スキル標準(ITSS)レベルI以上の資格					
167	NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS のキャリアフレーム					
168	ワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものの資格取得を目指					
169	す訓練コースとし、訓練生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資					
170	格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。					
171	② Web デザイン関係の資格					
172	下記に該当する資格の取得を目指す訓練コースとし、訓練生募集案内等に					
173	明記するものとする。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能					
174	とする。					
	デザイン分野の資格名					
	WEBクリエイター能力認定試験(エキスパート)					
	I l l u s t r a t o r クリエイター能力認定(エキスパート)					
	Photoshopクリエイター能力認定(エキスパート)					
	Web検定(デザイン、ディレクション、プロデュース)					
	CG-ARTS 検定(CG クリエイター検定(エキスパート)、Webデザイナー					
	検定 (エキスパート)、画像処理エンジニア検定 (エキスパート)、CG エンジ					
	ニア検定 (エキスパート)、マルチメディア検定 (エキスパート))					

アドビ認定プロフェッショナル(Photoshop、	ΙΙ	- 1	u	S	t	r	a	t
or、Premiere Pro)								

ウェブデザイン技能検定 |~3級

1	75	
1	76	

- (2) デジタル訓練促進費の支払対象
- 177 イ. 資格取得率

178 上記ロ①の資格は資格取得率が 35%以上の訓練コースとし、上記ロ②の資格 179 は資格取得率が 50%以上の訓練コースとする。

<資格取得率>

新規資格取得者

× 100

訓練修了者 + 就職の為に中退した新規資格取得者

※訓練コースの目標に設定された資格について訓練開始日以降で、かつ訓練終了日の翌日から起算して3か月以内(就職の為に中退した者については中退日まで)に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数える。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当 該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

180181

182

ロ. デジタル訓練促進費就職率

第 | 章第 5 の就職支援経費<mark>就職</mark>率の算定方法と同様の方法により算出する「デジタル訓練促進費就職率」が 70%以上の訓練コースとする。

183184

185

- (3) デジタル職場実習実施コース
- 186 イ. 職場実習の設定
- 187 (1) イのデジタル分野の訓練カリキュラムに職場実習を組み込むこと。
- 188 ロ. 職場実習の期間

2週間以上 | か月未満とし、 | 日の訓練時間の全てで実施すること。ただし、 組み込んだ職場実習の時間を含めても、訓練期間が<u>3か月未満の訓練コースには、</u> デジタル職場実習推進費は支給しない。

192

189

190

- 193 第3 委託費等に係る留意事項
- 194 第 | 章の委託費に加え、デジタル訓練促進費又はデジタル職場実習推進費を加えて算出

195 する。併給も可能とする。

①デジタル訓練促進費※Ⅰ	単価上限 10,000 円×受講者数×対象月数
②デジタル職場実習推進費※2	単価上限 20,000 円×入校者数

※ | 本章第2(2)を満たした場合のみ支給する。対象月数は、訓練の全期間とする。

ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月

中途退校等による早期終了日がある場合、第 | 章第5を準用することによって得

196

197

198

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209 210

211

212

213

214 215

216

217 218

219

220 221

224

199

※2 本章第2(3)を満たし職場実習出席率が80%以上の場合のみ支給する。

<職場実習出席率>

た額とする。

職場実習出席率= $(b+c) \div (a+c-d) \times IOO$

- a:修了者
- b:修了者のうち第2(3)に定める職場実習に80%以上出席した者 c:中途退校者のうち第2(3)に定める職場実習に80%以上出席した者
- d:修了者のうちやむを得ない理由により第2(3)に定める職場実習に 80%以上出席できなかった者
- 第4 資格取得率及び職場実習の確認方法

を対象月数から除くこととする。

- (1) 資格取得率
 - 訓練終了後、資格取得報告書を提出すること。
- 提出にあたっては「資格取得証書」の写しを添付すること
 - (2) 職場実習
 - ハ. 公募時の確認
 - 実施計画書(様式9又は準じた任意様式)を提出し、本章第2(3)を満たすこと。
 - 二.訓練終了後の確認
 - 受入先事業所確認票を作成し、受入先事業所の確認を受けること。訓練終了後、
- 222 報告書を提出すること。提出にあたっては、内容について訓練生の確認を受けた
- 223 ことが分かる書類(受講者確認票)及び受入先事業所確認票を添付すること。

第5 職場実習受講中の事故発生に備えた取扱い 225

226 職場実習を実施中の訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対

知識等習得コース(デジタル資格)【仕様書】

227	する民間保険への加入を義務づけるものとすること。
228	
229	
230	
231	
232	
233	
234	
235	
236	
237	
238	
239	
240	
241	
242	
243	
244	
245	
246	
247	
248	
249	
250	
251	
252	
253	
254	
255	
256	
257	
258	
259	
260	
261	

知識等習得(母子家庭の母等)コース 第4章 262 ※母子家庭の母等の職業的自立促進の為の支援について 263 第丨 訓練対象者 264 265 就労経験のない又は就労経験が乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母子及 266 び父子家庭の父並びに自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する 児童扶養手当受給者又は生活保護受給者(以下、「母子家庭の母等」という)とする。 267 268 なお、母子家庭の母、父子家庭の父及び児童扶養手当受給者の範囲は、原則労働施策の総 269 合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条 270 第2項第8号及び同項第8号の2に規定する者とする。 271 第2 訓練内容 272 訓練対象者について委託訓練に先立ち、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準 273 274 備講習を実施するコース。第2章又は第3章の訓練内容を組み合わせて実施することも可 275 能である。 276 ●準備講習は次の内容を盛り込むこととする。 277 ① 地域における雇用失業情勢、母子家庭の母等を取り巻く雇用の状況に関する理解促進 278 に資するもの。 279 ② 企業が求める人材像の理解促進に資するもの。(企業人事担当者によるセミナー等) ③ 自己の職業適性等の理解促進に資するもの。(個別、集団によるキャリア・コンサルテ 280 281 ィング等) 282 ④ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの。(ビジネスマナー講習等) ⑤ 企業の就業現場の理解促進に資するもの。(事業所見学等) 283 284 ⑥ 職業能力開発に関する理解促進に資するもの(訓練コース、自立支援教育訓練給付制 度、生業扶助制度等に関する情報提供や、職業能力開発施設等への訪問等) 285 286 287 ※安全衛生 準備講習付き職業訓練を実施するに当たり、訓練期間中における訓練生 288 の安全衛生については十分配慮すること。 289 290 第3 総訓練設定時間及び訓練期間

第 | 章を準用するが、内訳は準備講習 + 訓練期間とすること。

240 時間(1月当たり80時間)を標準とすること。

291

292

293

294

(1) 総訓練設定時間

(2) 訓練期間

296	と。				
297					
298	第4 委託費等に係る留意事	項			
299	第1章の委託費に加え、準備講	習委託費を加	ロえて算出する。	また、第2章又は	は第 3 章を
300	組み合わせることも可能とする。				
	①準備講習委託費	単価	2,000円×受詞	構者数×対象日数	(最大5日)
301					
302	委託費の支払いについて、第	31章第5を	準用することに	こよって得た額と	するが、下
303	記の記載の通り読み替えて算	出する。			
304	・100 時間を <u>80 時間</u> とする。				
305	・早期終了日がある場合、訓練	実施日数のみ	女で判断する		
306	イ. 訓練実施日数が 16日以_	<u>上</u> であれば、	月額単価。		
307	ロ 訓練宝施日数が16日未満	まであれば ョ	練実施日数/訓	練すべき日数で日	割り計算

295

準備講習の期間は、原則 5 日間とし I 日の訓練設定時間は5時間を標準とするこ